

平成27年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 189 回国会(常会)提出

平成27年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

頁

策 定 方 針	1
---------------	---

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
------------------------------------	---

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
----------------------------------	---

(二) 歳入の概要	8
-----------------	---

1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	23
3 地 方 特 例 交 付 金	23
4 地 方 交 付 税	24
5 国 庫 支 出 金	25
6 地 方 債	26
7 使用料及び手数料	29
8 雜 収 入	29
9 全国防災事業一般財源充当分	29

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	30
------------------------------------	----

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	30
----------------------------------	----

(二) 歳出の概要	34
-----------------	----

1 納 与 関 係 経 費	34
2 一 般 行 政 経 費	35
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	38
4 公 債 費	38
5 維 持 補 修 費	39
6 投 資 的 経 費	39
7 公 営 企 業 繰 出 金	44
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	45
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	45

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業） 51

(一) 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	51
(二) 岁入の概要	51
1 震災復興特別交付税	51
2 国庫支出金	52
3 地方債	53
4 雑収入	54

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業） 55

(一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	55
(二) 岁出の概要	56
1 給与関係経費	56
2 一般行政経費	56
3 公債費	57
4 投資的経費	58
5 公営企業繰出金	59
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	59

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業） 63

(一) 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	63
(二) 岁入の概要	63
1 地方税	63
2 一般財源充当分	64
3 国庫支出金	64
4 地方債	64
5 雑収入	65

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業） 66

(一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	66
(二) 岁出の概要	67
1 公債費	67
2 投資的経費	67
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	68

策 定 方 針

平成 27 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ることとする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）及び「中期財政計画」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を適切に確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 27 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

- (1) 地方税制については、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率（国・地方）10%（地方消費税率（消費税率換算）2.2%）への引上げ等の施行日を平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更することにあわせ、平成 27 年度地方税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しや軽自動車税へのグリーン化特例の導入など車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。
- (2) 地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外することとしている。
- (3) 地方交付税率の見直しを実施してもなお生じる地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。
 - ① 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成 26 年度に講じた平成 28 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国的一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - ② これに基づき、平成 27 年度の財源不足見込額 7 兆 8,205 億円については、次により補填する。
 - ア. 地方交付税については、国的一般会計加算により 2 兆 1,155 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 3,926 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 27 年 1 月 12 日付け総務・財務両大臣覚書第 7 項に定める平成 27 年度における「乖離是正分加算額」400 億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額 2,300 億円並びに臨時財政対策特別加算額 1 兆 4,529 億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金 1,000 億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 3,000 億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 4 兆 5,250 億円発行する。
- ウ. 建設地方債（財源対策債）を 7,800 億円増発する。

- ③ 上記の結果、平成 27 年度の地方交付税については、16 兆 7,548 億円（前年度比 1,307 億円、0.8%減）を確保する。
- ④ 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第 4 条第 1 項に基づき、3,000 億円の償還を実施する。
- (4) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11 兆 9,242 億円（普通会計分 9 兆 5,009 億円、公営企業会計等分 2 兆 4,233 億円）とする。
- (5) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- ① 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、一般行政経費に新たに「まち・ひと・しごと創生事業費」を 1 兆円計上することとしている。
- ② 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化等のために必要な経費として、新たに「公共施設等最適化事業費」を 1,000 億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を 5,000 億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し 0.9%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- ③ 消費税・地方消費税の引上げによる增收分を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- ④ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- ⑤ 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- ⑥ 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (6) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (7) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,898億円を確保する。

ア. 直轄・補助事業に係る地方負担分 4,215 億円

イ. 地方単独事業分 953 億円

ウ. 税制上の臨時の特例措置等に伴う減収分 730 億円

② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、425億円（普通会計分355億円、公営企業会計等分70億円）とする。

③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費2兆60億円を計上する。

(2) 全国防災事業

① 地方税の臨時の税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として708億円を計上するとともに、一般財源充当分として275億円を計上する。

② 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における全国防災事業の規模は、2,397億円とする。

③ 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費4,905億円を計上する。

第一 通常收支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

(一) 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は85兆2,710億円であり、前年度に比し、1兆9,103億円（2.3%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
				増減率 (%)	
I 地 方 税	374,919	350,127	24,792	7.1	
II 地 方 譲 与 税	26,854	27,564	△ 710	△ 2.6	
1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	2,663	2,708	△ 45	△ 1.7	
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	100	100	0	0.0	
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,585	2,656	△ 71	△ 2.7	
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	147	145	2	1.4	
5 特 別 と ん 譲 与 税	125	126	△ 1	△ 0.8	
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	21,234	21,829	△ 595	△ 2.7	
III 地 方 特 例 交 付 金	1,189	1,192	△ 3	△ 0.3	
IV 地 方 交 付 税	167,548	168,855	△ 1,307	△ 0.8	
V 国 庫 支 出 金	130,733	124,491	6,242	5.0	
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,284	15,322	△ 38	△ 0.2	
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	86,471	79,805	6,666	8.4	
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	14,866	15,024	△ 158	△ 1.1	
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,455	13,409	46	0.3	
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	702	769	△ 67	△ 8.7	
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,092	5,582	△ 4,490	△ 80.4	
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	11,823	11,541	282	2.4	
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	14,177	14,178	△ 1	△ 0.0	
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,723	3,136	587	18.7	
(ク) 子ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	5,930	—	5,930	皆増	
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	20,703	16,166	4,537	28.1	
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,271	26,632	△ 361	△ 1.4	
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	25,860	26,246	△ 386	△ 1.5	
(イ) 灾 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	411	386	25	6.5	
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	275	275	0	0.0	
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	70	70	0	0.0	
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	672	645	27	4.2	
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,274	1,374	△ 100	△ 7.3	
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	360	312	48	15.4	
9 石 油 貯 藏 施 設 地 対 策 等 交 付 金	56	56	0	0.0	
VI 地 方 債	95,009	105,570	△ 10,561	△ 10.0	
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,044	15,862	182	1.1	
VIII 雜 収 入	40,689	40,059	630	1.6	
IX 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 275	△ 113	△ 162	143.4	
歳 入 合 計	852,710	833,607	19,103	2.3	

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区分	分	平成27年度		平成26年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 地方税	方税	374,919	44.0	350,127	42.0
2 地方譲与税	税	26,854	3.2	27,564	3.3
3 地方特例交付金	金	1,189	0.1	1,192	0.1
4 地方交付税	税	167,548	19.6	168,855	20.3
5 国庫支出金	金	130,733	15.3	124,491	14.9
6 地方債	債	95,009	11.1	105,570	12.7
7 使用料及び手数料	料	16,044	1.9	15,862	1.9
8 雑収入	入	40,689	4.8	40,059	4.8
歳入合計		852,985	100.0	833,720	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税17兆17億円、市町村税20兆4,902億円、合わせて37兆4,919億円であり、前年度に比し、道府県税は2兆3,722億円(16.2%)増加、市町村税は1,070億円(0.5%)増加、合わせて2兆4,792億円(7.1%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税目	平成26年 度当初見 込額 (A)	平成27年 度				平成26年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	比 較 (%)
		現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)		
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	56,586	61,001	57,070	3	57,073	487	100.9
ア 個人均等割	602	658	608	—	608	6	101.0
イ 所得割	45,689	50,032	46,230	—	46,230	541	101.2
ウ 法人平均等割	1,337	1,373	1,352	—	1,352	15	101.1
エ 法人税割	6,171	5,781	5,723	3	5,726	△ 445	92.8
オ 利子割	1,213	1,114	1,114	—	1,114	△ 99	91.8
カ 配当割	1,344	1,340	1,340	—	1,340	△ 4	99.7
キ 株式等譲渡所得割	230	703	703	—	703	473	305.7

税 目	平成27年度					平成26年 度当初見 込額 (A)	現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (B) (C)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	比 較	
	平成26年 度当初見 込額 (A)	現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (B) (C)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)						$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
											(%)	
2 事 業 税	28,219	36,512	36,025	17	36,042	7,823	127.7					
ア 個 人	1,795	1,994	1,887	—	1,887	92	105.1					
イ 法 人	26,424	34,518	34,138	17	34,155	7,731	129.3					
3 地 方 消 費 税	30,043	45,568	45,568	—	45,568	15,525	151.7					
ア 讓 渡 割	19,858	31,940	31,940	—	31,940	12,082	160.8					
イ 貨 物 割	10,185	13,628	13,628	—	13,628	3,443	133.8					
4 不動産取得税	3,633	3,858	3,540	△	9	3,531	△ 102	97.2				
5 道府県たばこ税	1,509	1,472	1,472	—	1,472	△ 37	97.5					
6 ゴルフ場利用税	489	469	465	—	465	△ 24	95.1					
7 自動車取得税	948	1,174	1,174	△	78	1,096	148	115.6				
8 軽油引取税	9,442	9,526	9,383	—	9,383	△ 59	99.4					
9 自動車税	15,480	15,808	15,397	—	15,397	△ 83	99.5					
10 鉱 区 税	3	3	3	—	3	0	100.0					
11 固定資産税(特例分等)	16	16	16	—	16	0	100.0					
道府県普通税計	146,368	175,407	170,113	△	67	170,046	23,678	116.2				
II 目 的 税												
1 狩 猿 税	15	14	14	△	4	10	△ 5	66.7				
道府県目的税計	15	14	14	△	4	10	△ 5	66.7				
III 道府県税小計	146,383	175,421	170,127	△	71	170,056	23,673	116.2				
IV 東日本大震災による減免等	△ 88	△ 39	△ 39	—	△ 39	49	44.3					
V 道府県税計	146,295	175,382	170,088	△	71	170,017	23,722	116.2				
B 市町村税												
I 普 通 税												
1 市町村民税	89,818	96,813	90,761	9	90,770	952	101.1					
ア 個 人 均 等 割	1,801	1,969	1,817	—	1,817	16	100.9					
イ 所 得 割	68,427	74,745	69,214	—	69,214	787	101.2					
ウ 法 人 均 等 割	3,910	4,022	3,905	—	3,905	△ 5	99.9					
エ 法 人 税 割	15,680	16,077	15,825	9	15,834	154	101.0					
2 固 定 資 産 税	87,041	92,614	87,079	—	87,079	38	100.0					
ア 土 地	33,630	35,702	33,596	—	33,596	△ 34	99.9					
イ 家 屋	36,974	39,133	36,576	—	36,576	△ 398	98.9					
ウ 償 却 資 産	15,509	16,872	16,000	—	16,000	491	103.2					
エ 交 付 金	928	907	907	—	907	△ 21	97.7					
3 軽 自 動 車 税	1,909	2,342	2,130	△	131	1,999	90	104.7				
4 市町村たばこ税	9,230	9,007	9,007	—	9,007	△ 223	97.6					
5 鉱 产 税	19	20	20	—	20	1	105.3					
6 特 别 土 地 保 有 税	11	—	6	—	6	△ 5	54.5					
市町村普通税計	188,028	200,796	189,003	△	122	188,881	853	100.5				

税 目	平成26年 度当初見 込額	平成27年 度				比 較 $\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額		
		(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)		
II 目的税							
1 入湯税	227	239	226	—	226	△ 1	99.6
2 事業所税	3,464	3,631	3,609	—	3,609	145	104.2
3 都市計画税	12,266	12,933	12,322	—	12,322	56	100.5
4 水利地益税等	0	0	0	—	0	0	—
市町村目的税計	15,957	16,803	16,157	—	16,157	200	101.3
III 市町村税小計	203,985	217,599	205,160	△	122	205,038	1,053
IV 東日本大震災による減免等	△ 153	△ 136	△ 136	—	△ 136	17	88.9
V 市町村税計	203,832	217,463	205,024	△	122	204,902	1,070
							100.5

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	平成26年 度当初見 込額	平成27年 度				比 較 $\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	(B) + (C) (D)		
		(A)	(B)	(C)	(D)		
道府県税							
	126,807	144,035	△ 16	144,019	17,212	113.6	
市町村税	223,320	231,077	△ 177	230,900	7,580	103.4	
合計	350,127	375,112	△ 193	374,919	24,792	107.1	

(参考) 通常收支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は37兆5,627億円である。

附 表 平成27年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
1 不動産取得税	△ 9		△ 9
(1) 買取再販事業者が取得する中古住宅に係る税額の減額措置の創設	△ 6		△ 6
(2) 信託会社等が投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 2		△ 2
(3) その他	△ 1		△ 1
2 自動車取得税	△ 78		△ 78
(1) エコカー減税の対象範囲の見直し	△ 54		△ 54
(2) 中古車の取得に係る課税標準の特例措置の対象範囲の見直し	△ 3		△ 3
(3) 先進安全自動車（ASV）の取得に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 21		△ 21
3 狩猟税 有害鳥獣捕獲従事者に係る軽減措置の創設等	△ 4		△ 4
4 軽自動車税 二輪車等の標準税率の引上げ時期の延期	△ 4		△ 4
合 計	△ 91	△ 131	△ 222
国の税制改正に伴うもの	20	9	29
法人住民税	3	9	12
法人事業税	17		17
再 計	△ 71	△ 122	△ 193

(注) 1 「2(1)自動車取得税のエコカー減税の対象範囲の見直し」及び「2(2)自動車取得税の中古車の取得に係る課税標準の特例措置の対象範囲の見直し」欄の計数は、2020年度燃費基準への置換えに伴い見込まれる税収からの減収額。

2 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収見込額は、初年度12億円と見込まれる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	<p>個 人</p> <p>1 均等割 (平成27年度課税見込人員60,643千人)</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） (平成27年度課税標準見込額1,218,859億円)</p> <p>(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額</p> <p>(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p> <p>3 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 (平成27年度課税標準見込額26,802億円)</p>	<p>個 人</p> <p>1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額〕</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ)</p> <table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>標準税率 100分の4</td> </tr> </table> <p>(ロ) • 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得の金額 100分の2 • 課税長期譲渡所得金額 100分の2 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2に相当する金額との合計額 • 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2 • 株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2 • 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4</p> <p>3 配当割 一定税率 100分の5</p>	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	標準税率 100分の4
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	標準税率 100分の4				

税目		課 税 標 準 額 等	税率
道府県普通税	道府県普通税	<p>4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額(特定株式等譲渡所得額) (平成27年度課税標準見込額14,067億円)</p> <p>法人 1 均等割 (平成27年度納稅義務者見込数3,008千人)</p> <p>2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額</p> <p>利子等に係る分離課税分(利子割) (平成27年度課税標準見込額22,270億円)</p>	<p>4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5</p> <p>法人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円を超える1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超える10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超える50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。</p> <p>2 法人税割 標準税率 制限税率 100分の3.2 100分の4.2</p> <p>一定税率 100分の5</p>
県税	事業税	<p>法人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本金等の額(各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額)並びに所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。</p> <p>(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得</p>	<p>法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.72 資本割 100分の0.3 所得割 年400万円以下 100分の1.6 年400万円超800万円以下 100分の2.3 年800万円超 100分の3.1 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の3.1</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超 100分の4.6 〔 大規模な協同組合等について 〕 は、年10億円超 100分の5.5 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.6 〔 大規模な協同組合等について 〕 は、年10億円超 100分の5.5</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普 通	<p>事 業</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額</p> <p>個人 所 得 (事業主控除及び事業専従者控除後の所得)</p> <p>事業主控除 年290万円</p>	<p>② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超800万円以下 100分の5.1 年800万円超 100分の6.7 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の6.7</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入割 100分の0.9</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍</p> <p>個人 標準税率</p> <p>1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3</p> <p>制限税率 標準税率の1.1倍</p>
県	地 方 消 費 税	<p>1 謙渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	<p>1 謙渡割 一定税率 63分の17</p> <p>2 貨物割 一定税率 63分の17</p>
税	不 動 产 取 得 税	<p>取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円~1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200m²限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。</p>	<p>標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3</p>
	道 府 県 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	<p>一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 自 動 車 税 税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
		自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の2 上記以外の自動車 100分の3
		軽引取油税	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
		自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 9,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3 リットル以下 15,700円 3 リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4 リットル以下 20,500円 4 リットル超 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6 リットル以下 27,200円 6 リットル超 40,700円 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 39,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3 リットル以下 51,000円 3 リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4 リットル以下 66,500円 4 リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6 リットル以下 88,000円 6 リットル超 111,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																																																																								
道	府	県	<p>2 トラック(三輪の小型自動車を除く。) 営業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)</p> <table> <thead> <tr> <th>最大積載量</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1トン以下</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>1トン超2トン以下</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2トン超3トン以下</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3トン超4トン以下</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>4トン超5トン以下</td><td>18,500円</td></tr> <tr><td>5トン超6トン以下</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>6トン超7トン以下</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>7トン超8トン以下</td><td>29,500円</td></tr> <tr><td>8トン超</td><td>29,500円</td></tr> <tr><td>に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)</p> <table> <thead> <tr> <th>最大積載量</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1トン以下</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>1トン超2トン以下</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>2トン超3トン以下</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>3トン超4トン以下</td><td>20,500円</td></tr> <tr><td>4トン超5トン以下</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>5トン超6トン以下</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>6トン超7トン以下</td><td>35,000円</td></tr> <tr><td>7トン超8トン以下</td><td>40,500円</td></tr> <tr><td>8トン超</td><td>40,500円</td></tr> <tr><td>に8トンを超える部分1トンまで ごとに6,300円を加算した額</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>けん引自動車</p> <table> <thead> <tr> <th>営業用</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小型自動車</td><td>年額 7,500円</td></tr> <tr><td>普通自動車</td><td>年額15,100円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td></td></tr> <tr><td>小型自動車</td><td>年額10,200円</td></tr> <tr><td>普通自動車</td><td>年額20,600円</td></tr> <tr><td>被けん引自動車</td><td></td></tr> <tr><td>営業用</td><td></td></tr> <tr><td>小型自動車</td><td>年額 3,900円</td></tr> <tr><td>普通自動車で8トン以下のもの</td><td>年額 7,500円</td></tr> <tr><td>普通自動車で8トン超のもの</td><td></td></tr> <tr><td>7,500円に8トンを超える部分1ト ンまでごとに3,800円を加算した額 (年額)</td><td></td></tr> <tr><td>自家用</td><td></td></tr> <tr><td>小型自動車</td><td>年額 5,300円</td></tr> <tr><td>普通自動車で8トン以下のもの</td><td>年額10,200円</td></tr> <tr><td>普通自動車で8トン超のもの</td><td></td></tr> <tr><td>10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。</p> <table> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1リットル以下</td><td>3,700円</td></tr> <tr><td>1リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5リットル以下</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>1.5リットル超</td><td>6,300円</td></tr> </tbody> </table>	最大積載量	税額(年額)	1トン以下	6,500円	1トン超2トン以下	9,000円	2トン超3トン以下	12,000円	3トン超4トン以下	15,000円	4トン超5トン以下	18,500円	5トン超6トン以下	22,000円	6トン超7トン以下	25,500円	7トン超8トン以下	29,500円	8トン超	29,500円	に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額		最大積載量	税額(年額)	1トン以下	8,000円	1トン超2トン以下	11,500円	2トン超3トン以下	16,000円	3トン超4トン以下	20,500円	4トン超5トン以下	25,500円	5トン超6トン以下	30,000円	6トン超7トン以下	35,000円	7トン超8トン以下	40,500円	8トン超	40,500円	に8トンを超える部分1トンまで ごとに6,300円を加算した額		営業用		小型自動車	年額 7,500円	普通自動車	年額15,100円	自家用		小型自動車	年額10,200円	普通自動車	年額20,600円	被けん引自動車		営業用		小型自動車	年額 3,900円	普通自動車で8トン以下のもの	年額 7,500円	普通自動車で8トン超のもの		7,500円に8トンを超える部分1ト ンまでごとに3,800円を加算した額 (年額)		自家用		小型自動車	年額 5,300円	普通自動車で8トン以下のもの	年額10,200円	普通自動車で8トン超のもの		10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)		総排気量	加算額	1リットル以下	3,700円	1リットル超		1.5リットル以下	4,700円	1.5リットル超	6,300円
最大積載量	税額(年額)																																																																																										
1トン以下	6,500円																																																																																										
1トン超2トン以下	9,000円																																																																																										
2トン超3トン以下	12,000円																																																																																										
3トン超4トン以下	15,000円																																																																																										
4トン超5トン以下	18,500円																																																																																										
5トン超6トン以下	22,000円																																																																																										
6トン超7トン以下	25,500円																																																																																										
7トン超8トン以下	29,500円																																																																																										
8トン超	29,500円																																																																																										
に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額																																																																																											
最大積載量	税額(年額)																																																																																										
1トン以下	8,000円																																																																																										
1トン超2トン以下	11,500円																																																																																										
2トン超3トン以下	16,000円																																																																																										
3トン超4トン以下	20,500円																																																																																										
4トン超5トン以下	25,500円																																																																																										
5トン超6トン以下	30,000円																																																																																										
6トン超7トン以下	35,000円																																																																																										
7トン超8トン以下	40,500円																																																																																										
8トン超	40,500円																																																																																										
に8トンを超える部分1トンまで ごとに6,300円を加算した額																																																																																											
営業用																																																																																											
小型自動車	年額 7,500円																																																																																										
普通自動車	年額15,100円																																																																																										
自家用																																																																																											
小型自動車	年額10,200円																																																																																										
普通自動車	年額20,600円																																																																																										
被けん引自動車																																																																																											
営業用																																																																																											
小型自動車	年額 3,900円																																																																																										
普通自動車で8トン以下のもの	年額 7,500円																																																																																										
普通自動車で8トン超のもの																																																																																											
7,500円に8トンを超える部分1ト ンまでごとに3,800円を加算した額 (年額)																																																																																											
自家用																																																																																											
小型自動車	年額 5,300円																																																																																										
普通自動車で8トン以下のもの	年額10,200円																																																																																										
普通自動車で8トン超のもの																																																																																											
10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)																																																																																											
総排気量	加算額																																																																																										
1リットル以下	3,700円																																																																																										
1リットル超																																																																																											
1.5リットル以下	4,700円																																																																																										
1.5リットル超	6,300円																																																																																										

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																																																				
道	府	自動車税 普通車 通税	<p>自家用</p> <table> <tr><td>総排気量</td><td>加算額</td></tr> <tr><td>1 リットル以下</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>1 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5リットル以下</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>1.5リットル超</td><td>8,000円</td></tr> </table> <p>3 バス（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用</p> <table> <tr><td>一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの）</td><td></td></tr> <tr><td>乗車定員</td><td>税額（年額）</td></tr> <tr><td>30人以下</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>30人超40人以下</td><td>14,500円</td></tr> <tr><td>40人超50人以下</td><td>17,500円</td></tr> <tr><td>50人超60人以下</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>60人超70人以下</td><td>22,500円</td></tr> <tr><td>70人超80人以下</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>80人超</td><td>29,000円</td></tr> </table> <table> <tr><td>一般乗合用以外</td><td></td></tr> <tr><td>乗車定員</td><td>税額（年額）</td></tr> <tr><td>30人以下</td><td>26,500円</td></tr> <tr><td>30人超40人以下</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td>40人超50人以下</td><td>38,000円</td></tr> <tr><td>50人超60人以下</td><td>44,000円</td></tr> <tr><td>60人超70人以下</td><td>50,500円</td></tr> <tr><td>70人超80人以下</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>80人超</td><td>64,000円</td></tr> </table> <p>自家用</p> <table> <tr><td>乗車定員</td><td>税額（年額）</td></tr> <tr><td>30人以下</td><td>33,000円</td></tr> <tr><td>30人超40人以下</td><td>41,000円</td></tr> <tr><td>40人超50人以下</td><td>49,000円</td></tr> <tr><td>50人超60人以下</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>60人超70人以下</td><td>65,500円</td></tr> <tr><td>70人超80人以下</td><td>74,000円</td></tr> <tr><td>80人超</td><td>83,000円</td></tr> </table> <p>4 三輪の小型自動車</p> <table> <tr><td>営業用</td><td>年額4,500円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>年額6,000円</td></tr> <tr><td>制限税率</td><td>標準税率の1.5倍</td></tr> </table>	総排気量	加算額	1 リットル以下	5,200円	1 リットル超		1.5リットル以下	6,300円	1.5リットル超	8,000円	一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの）		乗車定員	税額（年額）	30人以下	12,000円	30人超40人以下	14,500円	40人超50人以下	17,500円	50人超60人以下	20,000円	60人超70人以下	22,500円	70人超80人以下	25,500円	80人超	29,000円	一般乗合用以外		乗車定員	税額（年額）	30人以下	26,500円	30人超40人以下	32,000円	40人超50人以下	38,000円	50人超60人以下	44,000円	60人超70人以下	50,500円	70人超80人以下	57,000円	80人超	64,000円	乗車定員	税額（年額）	30人以下	33,000円	30人超40人以下	41,000円	40人超50人以下	49,000円	50人超60人以下	57,000円	60人超70人以下	65,500円	70人超80人以下	74,000円	80人超	83,000円	営業用	年額4,500円	自家用	年額6,000円	制限税率	標準税率の1.5倍
総排気量	加算額																																																																						
1 リットル以下	5,200円																																																																						
1 リットル超																																																																							
1.5リットル以下	6,300円																																																																						
1.5リットル超	8,000円																																																																						
一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの）																																																																							
乗車定員	税額（年額）																																																																						
30人以下	12,000円																																																																						
30人超40人以下	14,500円																																																																						
40人超50人以下	17,500円																																																																						
50人超60人以下	20,000円																																																																						
60人超70人以下	22,500円																																																																						
70人超80人以下	25,500円																																																																						
80人超	29,000円																																																																						
一般乗合用以外																																																																							
乗車定員	税額（年額）																																																																						
30人以下	26,500円																																																																						
30人超40人以下	32,000円																																																																						
40人超50人以下	38,000円																																																																						
50人超60人以下	44,000円																																																																						
60人超70人以下	50,500円																																																																						
70人超80人以下	57,000円																																																																						
80人超	64,000円																																																																						
乗車定員	税額（年額）																																																																						
30人以下	33,000円																																																																						
30人超40人以下	41,000円																																																																						
40人超50人以下	49,000円																																																																						
50人超60人以下	57,000円																																																																						
60人超70人以下	65,500円																																																																						
70人超80人以下	74,000円																																																																						
80人超	83,000円																																																																						
営業用	年額4,500円																																																																						
自家用	年額6,000円																																																																						
制限税率	標準税率の1.5倍																																																																						
税	税	鉱区税	<p>一定税率</p> <p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区</p> <table> <tr><td>試掘鉱区 面積100アールごとに</td><td>年額200円</td></tr> <tr><td>採掘鉱区 面積100アールごとに</td><td>年額400円</td></tr> </table> <p>ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区</p> <table> <tr><td>河床に存するもの</td><td></td></tr> <tr><td>延長1,000メートルごとに</td><td>年額600円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td></td></tr> <tr><td>面積100アールごとに</td><td>年額200円</td></tr> </table>	試掘鉱区 面積100アールごとに	年額200円	採掘鉱区 面積100アールごとに	年額400円	河床に存するもの		延長1,000メートルごとに	年額600円	その他のもの		面積100アールごとに	年額200円																																																								
試掘鉱区 面積100アールごとに	年額200円																																																																						
採掘鉱区 面積100アールごとに	年額400円																																																																						
河床に存するもの																																																																							
延長1,000メートルごとに	年額600円																																																																						
その他のもの																																																																							
面積100アールごとに	年額200円																																																																						
		固定資産税 (特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率	100分の1.4																																																																		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	目 的 的 稅 稅	狩獵者登録	<p>一定税率</p> <p>1 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円</p> <p>2 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円</p> <p>3 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円</p> <p>4 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円</p> <p>5 第二種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>6 狩獵者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする</p> <p>① 放鳥獵区のみに係る狩獵者の登録 4分の1</p> <p>② ①の狩獵者の登録を受けている者が受ける放鳥獵区及び放鳥獵区以外の場所に係る狩獵者の登録 4分の3</p> <p>7 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩獵者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。</p> <p>① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩獵者の登録 非課税</p> <p>② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩獵者の登録 非課税</p> <p>③ 狩獵者登録を申請する日前1年内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩獵者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
市	普	個人 1 均等割 (平成27年度課税見込人員60,643千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額（総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成27年度課税標準見込額1,217,231 億円) (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等に ついては、他の所得と区分した上場株 式等に係る課税配当所得の金額、課税 長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得 金額、株式等に係る課税譲渡所得等の 金額又は先物取引に係る課税雑所得 等の金額	個人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額3,500円 〔本則税率 年額3,000円に 年額500円を加算した額〕 2 所得割 (イ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">標準税率</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">100分の6</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	標準税率	100分の6	
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	標準税率						
100分の6							
町	通	・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の3 ・課税長期譲渡所得金額 100分の3 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るもの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡（一定の居住用財産に 係る買換え（交換）の特例の適 用を受けるものを除く。）に係る ものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除した 金額の100分の3に相当す る金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の3 ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所 得等の金額 100分の3 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡 所得等の場合 100分の1.8(平成26年度分まで) 100分の3(平成27年度分から) ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6	(ロ) ・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の3 ・課税長期譲渡所得金額 100分の3 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るもの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡（一定の居住用財産に 係る買換え（交換）の特例の適 用を受けるものを除く。）に係る ものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除した 金額の100分の3に相当す る金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の3 ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所 得等の金額 100分の3 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡 所得等の場合 100分の1.8(平成26年度分まで) 100分の3(平成27年度分から) ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6				
村	民	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額					
税	税						

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
		法 人 1 均等割 (平成27年度納稅義務者見込数3,507千人)	
市	市	法 人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人 (ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 (ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人 (ニ) 資本金等の額が 1千万円を超え1 億円以下であつ て、かつ、市町村 内の事務所等の従 業者数が50人を超 える法人	年額 50,000円
町	普 町		年額 120,000円
町	通 村	(ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人 (ニ) 資本金等の額が 1千万円を超え1 億円以下であつ て、かつ、市町村 内の事務所等の従 業者数が50人を超 える法人	年額 130,000円
村	民		年額 150,000円
税	税	(ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人 (ハ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 (ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人 (チ) 資本金等の額 が10億円を超え 50億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 160,000円
			年額 400,000円
			年額 410,000円
			年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 普 町 通 村 税	市 町 村民 税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	(リ) 資本金等の額が 50億円を超える、か つ、市町村内の事務 所等の従業者数が 50人を超える法人 ※、 資本金等の額 が、資本金に資本 準備金を加えた 額を下回る場合 には当該額とす る。 制限税率 標準税率の1.2倍
			年額 3,000,000円
	固定 資 産 税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。 土地及び家屋については、3年ごとに評価替 え)	2 法人税割 標準税率 100分の9.7 制限税率 100分の12.1
			標準税率 100分の1.4
	交 付 金	国有財産台帳等に記載され又は記録された 固定資産の価格(住宅及び空港等に係るもの についてはこれらの価格に一定の率を乗じ たもの)	一定率 100分の1.4
	軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車 及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を 含む。)の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの の又は定格出力が0.6キロワット以下のもの((ニ)に掲げるものを除く。) 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リッ トルを超えるもの又は定格出力が0.6キロワットを超え 0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リッ トルを超えるもの又は定格出力が0.8 キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもの(総務省令で定める ものを除く。)で、総排気量が0.02リ ットルを超えるもの又は定格出力が 0.25キロワットを超えるもので一定 のもの 年額2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のものの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,900円 (ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 自家用 貨物用 営業用 自家用 3 二輪の小型自動車 制限税率
			年額6,900円 年額10,800円 年額3,800円 年額5,000円 年額4,000円 標準税率の1.5倍
	市 た ば こ 村 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製 造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,495円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普通 税	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に 掘採された鉱物の価格が2百万円以下 である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に 掘採された鉱物の価格が2百万円以下 である場合は100分の0.9)
	特別 有 土 地税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止
町 村 税	入 湯 税	入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
	事業 所 税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
	都 計 画 市 税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準 となるべき価格	制限税率 100分の0.3
	水 地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例 で定める。
	共 施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例 で定める。
	宅 開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆6,854億円であり、前年度に比し、710億円（2.6%）減少している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

(単位 億円)

区分	平成26年度 当初見込額 (A)	平成27年 度			比較		
		現行法に による収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に による収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成26年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
1 地方揮発油譲与税	2,708	2,663	—	2,663	△ 45	98.3	
2 石油ガス譲与税	100	100	—	100	0	100.0	
3 自動車重量譲与税	2,656	2,702	△ 117	2,585	△ 71	97.3	
4 航空機燃料譲与税	145	147	—	147	2	101.4	
5 特別とん譲与税	126	125	—	125	△ 1	99.2	
6 地方法人特別譲与税	21,829	21,222	12	21,234	△ 595	97.3	
合計	27,564	26,959	△ 105	26,854	△ 710	97.4	

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、1,189億円であり、前年度に比し、3億円（0.3%）減少している。

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため必要な額を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、16兆7,548億円であり、前年度に比し、1,307億円(0.8%)減少している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区分	平成27年度 (A)	平成26年度				増減額	
		当初 (B)	補正	最終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
所 得 税(a)	16,442,000	14,790,000	1,027,000	15,817,000	1,652,000	625,000	
法 人 税(b)	10,990,000	10,018,000	495,000	10,513,000	972,000	477,000	
酒 税(c)	1,308,000	1,341,000	—	1,341,000	△ 33,000	△ 33,000	
消 費 税(d)	17,112,000	15,339,000	—	15,339,000	1,773,000	1,773,000	
た ば こ 税(e)	906,000	922,000	—	922,000	△ 16,000	△ 16,000	
地 方 交 付 税(f)	15,416,869	16,023,245	953,823	16,977,067	△ 606,376	△1,560,198	
(1) (a) × 33.1%	5,442,302	4,732,800	328,640	5,061,440	709,502	380,862	
(2) (b) × 33.1%	3,637,690	3,406,120	168,300	3,574,420	231,570	63,270	
(3) (c) × 50%	654,000	429,120	—	429,120	224,880	224,880	
(4) (d) × 22.3%	3,815,976	3,420,597	—	3,420,597	395,379	395,379	
(5) (e) × 0%	—	230,500	—	230,500	△ 230,500	△ 230,500	
(6) 精算分等	△ 248,631	△ 314,524	456,883	142,359	65,893	△ 390,990	
(7) 法定加算等	432,600	864,800	—	864,800	△ 432,200	△ 432,200	
(8) 地方税収の 状況を踏ま えた別枠加 算	230,000	610,000	—	610,000	△ 380,000	△ 380,000	
(9) 臨時財政対 策特例加算 額	1,452,932	2,643,832	—	2,643,832	△1,190,900	△1,190,900	
地 方 法 人 税(g)	477,000	300	—	300	476,700	476,700	
返 還 金(h)	8	13	—	13	△ 6	△ 6	
特別会計借入金償 還(i)	△ 300,000	△ 200,000	—	△ 200,000	△ 100,000	△ 100,000	
借入金等利子充当 分(j)	△ 161,400	△ 172,900	—	△ 172,900	11,500	11,500	
剩 余 金 の 活 用(k)	100,000	100,000	—	100,000	0	0	
地方公共団体金融機 構の公庫債権金利変 動準備金の活用 (l)	300,000	—	—	—	300,000	300,000	
前 年 度 か ら の 繰 越 金(m)	922,363	1,134,864	—	1,134,864	△ 212,501	△ 212,501	
翌 年 度 へ の 繰 越 金 (n)	—	—	△ 922,363	△ 922,363	—	922,363	
合 計(f)～(n)	16,754,840	16,885,523	31,460	16,916,982	△ 130,683	△ 162,142	

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

2 所得税、法人税、酒税、たばこ税に乘じる率について平成26年度はそれぞれ、32%、34%、32%、25%である。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、13兆733億円であり、前年度に比し、6,242億円（5.0%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	(単位 百万円) 増 減 額 (A) - (B)
1 普通補助負担金等	10,175,437	9,512,718	662,719
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,528,404	1,532,183	△ 3,779
(2) その他普通補助負担金等	8,647,033	7,980,535	666,498
(ア) 生活扶助費等負担金	1,486,559	1,502,386	△ 15,827
(イ) 医療扶助費等負担金	1,345,462	1,340,866	4,596
(ウ) 介護扶助費等負担金	70,165	76,905	△ 6,740
(エ) 児童保護費等負担金	109,178	558,186	△ 449,008
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,182,297	1,154,054	28,243
(カ) 児童手当等交付金	1,417,664	1,417,776	△ 112
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	372,261	313,626	58,635
(ク) 子どものための教育・保育給付費負担金	592,991	—	592,991
(ケ) その他の補助負担金等	2,070,456	1,616,736	453,720
2 公共事業費補助負担金	2,627,065	2,663,116	△ 36,051
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,586,002	2,624,562	△ 38,560
(2) 災害復旧事業費補助負担金	41,063	38,554	2,509
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	27,540	27,540	0
4 施設等所在市町村調整交付金	7,000	7,000	0
5 交通安全対策特別交付金	67,241	64,475	2,766
6 電源立地地域対策等交付金	127,361	137,417	△ 10,056
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	36,035	31,154	4,881
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,637	5,638	△ 1
合 計	13,073,316	12,449,058	624,258

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、9兆5,009億円であり、前年度に比し、1兆561億円(10.0%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

(単位 億円)

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)
一 般 会 計 債	47,619	47,481	138
1 公 共 事 業 等	16,389	16,473	△ 84
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,126	1,132	△ 6
3 災 害 復 旧 事 業	647	502	145
4 教育・福祉施設等整備事業	3,359	3,487	△ 128
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,232	1,240	△ 8
(2) 社 会 福 祉 施 設	376	379	△ 3
(3) 一 般 廃 荐 物 处 理	649	653	△ 4
(4) 一 般 補 助 施 設 等	562	665	△ 103
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	540	550	△ 10
5 一 般 单 独 事 業	20,543	20,047	496
(1) 一 般	4,351	4,355	△ 4
(2) 地 域 活 性 化	490	400	90
(3) 防 災 対 策	871	871	0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	6,200	0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000	0
(7) 公 共 施 設 最 適 化	410	—	410
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	4,110	3,610	500
(1) 辺 地 対 策	428	377	51
(2) 過 疎 対 策	3,682	3,233	449
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	430	△ 85
8 行 政 改 革 推 進	1,000	1,700	△ 700
9 調 整	100	100	0
公 営 企 業 債	1,340	1,337	3
1 水 道 事 業 (上水道分)	385	288	97
2 交 通 事 業	346	432	△ 86
3 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	2	1	1
4 病院事業・介護サービス事業	607	616	△ 9
臨 時 財 政 対 策 債	45,250	55,952	△ 10,702
退 職 手 当 債	800	800	0
合 計	95,009	105,570	△ 10,561

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成27年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

**参考表 平成27年度地方債計画
(通常収支分)**

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	(単位 億円)	増 減 額 (A) - (B)
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	16,389	16,473	△ 84	
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,126	1,132	△ 6	
3 災 害 復 旧 事 業	647	502		145
4 教育・福祉施設等整備事業	3,359	3,487	△ 128	
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,232	1,240	△ 8	
(2) 社 会 福 祉 施 設	376	379	△ 3	
(3) 一 般 廃 物 处 理	649	653	△ 4	
(4) 一 般 補 助 施 設 等	562	665	△ 103	
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	540	550	△ 10	
5 一 般 单 独 事 業	20,543	20,047		496
(1) 一 般	4,351	4,355	△ 4	
(2) 地 域 活 性 化	490	400		90
(3) 防 災 対 策	871	871		0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221		0
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	6,200		0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000		0
(7) 公 共 施 設 最 適 化	410	—		410
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	4,565	4,010		555
(1) 辺 地 対 策	465	410		55
(2) 過 疎 対 策	4,100	3,600		500
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	430	△ 85	
8 行 政 改 革 推 進	1,000	1,700	△ 700	
9 調 整	100	100		0
計	48,074	47,881		193
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	4,334	3,987		347
2 工 業 用 水 道 事 業	178	210	△ 32	
3 交 通 事 業	1,786	1,789	△ 3	
4 電 气 事 業 ・ ガ ス 事 業	164	228	△ 64	
5 港 湾 整 備 事 業	544	596	△ 52	
6 病院事業・介護サービス事業	4,116	4,123	△ 7	
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	2,096	449		1,647
8 地 域 開 発 事 業	805	1,083	△ 278	
9 下 水 道 事 業	10,981	11,093	△ 112	
10 觳 光 そ の 他 事 業	114	110		4
計	25,118	23,668		1,450
合 計	73,192	71,549		1,643

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
三 臨 時 財 政 対 策 債	45,250	55,952	△ 10,702
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(345)	(740)	(△ 395)
総 計	(345)	(740)	(△ 395)
	119,242	128,301	△ 9,059
内 〔普 通 会 計 分	95,009	105,570	△ 10,561
訳 〔公 営 企 業 会 計 等 分	24,233	22,731	1,502
資 金 区 分			
公 的 資 金	49,578	53,504	△ 3,926
財 政 融 資 資 金	30,381	33,333	△ 2,952
地方公共団体金融機関資金	19,197	20,171	△ 974
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(345)	(740)	(△ 395)
民 間 等 資 金	69,664	74,797	△ 5,133
市 場 公 募	40,000	42,600	△ 2,600
銀 行 等 引 受	29,664	32,197	△ 2,533

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額13億円を減額計上して、前年度に比し、182億円の増加を見込み、1兆6,044億円を計上している。

8 雜 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、630億円の増加を見込み、4兆689億円を計上している。

9 全国防災事業一般財源充当分

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、全国防災事業一般財源充当分として、275億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

(一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、85兆2,710億円であり、前年度に比し、1兆9,103億円（2.3%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区分	分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
I 給与関係経費		203,351	203,414	△ 63	△ 0.0
1 給与費(退職手当を除く)		185,145	184,632	513	0.3
(ア) 義務教育教職員		56,659	56,845	△ 186	△ 0.3
(イ) 警察関係職員		23,045	22,841	204	0.9
(ウ) 消防職員		12,298	12,198	100	0.8
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等		93,143	92,748	395	0.4
2 退職手当		18,060	18,611	△ 551	△ 3.0
3 恩給費		146	171	△ 25	△ 14.6
II 一般行政経費		350,589	332,194	18,395	5.5
1 国庫補助負担金等を伴うもの		185,490	173,976	11,514	6.6
(ア) 生活保護費		38,695	38,935	△ 240	△ 0.6
(イ) 児童保護費		4,424	12,958	△ 8,534	△ 65.9
(ウ) 障害者自立支援給付費		23,646	23,081	565	2.4
(エ) 後期高齢者医療給付費		24,196	23,547	649	2.8
(オ) 介護給付費		25,386	25,021	365	1.5
(カ) 児童手当等交付金		20,354	20,366	△ 12	△ 0.1
(キ) 子どものための教育・保育給付費負担金		11,860	—	11,860	皆増
(ク) その他の一般行政経費		36,929	30,068	6,861	22.8
2 国庫補助負担金を伴わないもの		139,964	139,536	428	0.3
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費		15,135	15,182	△ 47	△ 0.3
4 地域の元気創造事業費		—	3,500	△ 3,500	皆減
5 まち・ひと・しごと創生事業費		10,000	—	10,000	皆増
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費		8,450	11,950	△ 3,500	△ 29.3
IV 公債費		129,512	130,745	△ 1,233	△ 0.9
V 維持補修費		11,601	10,357	1,244	12.0
VI 投資的経費		110,010	110,035	△ 25	△ 0.0
1 直轄事業負担金		5,755	5,820	△ 65	△ 1.1
2 公共事業費		51,497	51,936	△ 439	△ 0.8
(ア) 普通建設事業費		50,934	51,416	△ 482	△ 0.9
(イ) 災害復旧事業費		563	520	43	8.3
(直轄、補助事業計)		57,252	57,756	△ 504	△ 0.9

区分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
3 一般事業費	27,446	28,508	△ 1,062	△ 3.7
(ア)普通建設事業費	27,076	28,138	△ 1,062	△ 3.8
(イ)災害復旧事業費	370	370	0	0.0
4 特別事業費	25,312	23,771	1,541	6.5
(ア)過疎対策事業費	10,352	9,794	558	5.7
(イ)地域活性化事業費	475	475	0	0.0
(ウ)旧合併特例事業費	6,602	6,602	0	0.0
(エ)防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ)施設整備事業費(一般財源化分)	935	952	△ 17	△ 1.8
(カ)緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ)公共施設等最適化事業費 (地方単独事業計)	1,000	—	1,000	皆増
52,758	52,279	479	0.9	
VII 公営企業繰出金	25,397	25,612	△ 215	△ 0.8
1 収益勘定繰出金	12,033	12,268	△ 235	△ 1.9
2 資本勘定繰出金	13,364	13,344	20	0.1
VIII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	13,800	9,300	4,500	48.4
歳出合計	852,710	833,607	19,103	2.3

第10表 歳出の増減事由

増減事由		金額		増減事由		金額		(単位 億円)
		総額	地方費			総額	地方費	
I 給与関係経費	△ 63	△ 18		II 一般行政経費		18,395	12,351	
1 給与費	513	558		1 国庫補助負担金等を伴うもの		11,514	5,470	
(退職手当を除く)				(ア)生活保護費	△ 240	△ 60		
(ア)給与改定による増減	2,138	1,940		(イ)児童保護費	△ 8,534	△ 4,267		
(イ)昇給・新陳代謝等による増減	△ 1,622	△ 1,453		(カ)障害者自立支援給付費	565	282		
(ウ)級別職員構成是正による増減	△ 381	△ 381		(エ)後期高齢者医療給付費	649	649		
(エ)職員数による増減	△ 388	△ 329		(オ)介護給付費	365	365		
(オ)特別職の給与改定等による増減	△ 26	△ 26		(カ)児童手当等交付金	△ 12	△ 11		
(カ)その他	792	807		(キ)子どものための教育・保育給付費負担金	11,860	5,930		
(a)共済組合負担金の改定による増減	461	461		(ク)その他の一般行政経費	6,861	2,582		
(b)再任用短時間勤務職員による増減	11	11		2 国庫補助負担金を伴わないもの	428	428		
(c)その他	320	335		(ア)一般行政経費	428	428		
2 退職手当	△ 551	△ 551		(イ)追加財政需要	0	0		
(ア)制度改正による増減	△ 155	△ 155		3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	△ 47	△ 47		
(イ)その他	△ 396	△ 396		4 地域の元気創造事業費	△ 3,500	△ 3,500		
3 恩給費	△ 25	△ 25		5 まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000		
				III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	△ 3,500	△ 3,500		
				IV 公債費	△ 1,233	△ 1,233		
				V 維持補修費	1,244	1,244		

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
VI 投資的経費	△ 25	336	3 一般事業費	△ 1,062	△ 1,062
1 直轄事業負担金	△ 65	△ 65	(7) 普通建設事業費	△ 1,062	△ 1,062
(ア) 治山治水	△ 31	△ 31	(イ) 災害復旧事業費	0	0
(イ) 道路整備	△ 105	△ 105	4 特別事業費	1,541	1,541
(ウ) 農業農村整備	8	8	(ア) 過疎対策事業費	558	558
(エ) その他	63	63	(イ) 地域活性化事業費	0	0
2 公共事業費	△ 439	△ 78	(ウ) 旧合併特例事業費	0	0
(ア) 普通建設事業費	△ 482	△ 96	(エ) 防災対策事業費	0	0
(a) 治水治山	62	31	(オ) 施設整備事業費	△ 17	△ 17
(b) 道路整備	84	41	(一般財源化分)		
(c) 港湾空港鉄道等	17	15	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(d) 住宅都市環境	177	88	(キ) 公共施設等最適化事業費	1,000	1,000
(e) 生活環境施設整備	85	73	(地方単独事業計)	479	479
(f) 農林水産基盤整備	45	43	VII 公営企業繰出金	△ 215	△ 215
(g) 社会資本総合整備	△ 202	△ 116	1 収益勘定繰出金	△ 235	△ 235
(h) 推進費等	△ 42	△ 29	2 資本勘定繰出金	20	20
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 44	VIII 地方交付税の不交付	4,500	4,500
(j) その他	△ 708	△ 198	団体における平均水準を超える必要経費		
(イ) 災害復旧事業費	43	18	歳出増減額の合計	19,103	13,465
(直轄、補助事業計)	△ 504	△ 143			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区分	分	平成27年度		平成26年度	
		計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費		203,351	23.8	203,414	24.4
2 一般行政経費		350,589	41.1	332,194	39.9
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費		8,450	1.0	11,950	1.4
4 公債費		129,512	15.2	130,745	15.7
5 維持補修費		11,601	1.4	10,357	1.2
6 投資的経費		110,010	12.9	110,035	13.2
7 公営企業繰出金		25,397	3.0	25,612	3.1
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費		13,800	1.6	9,300	1.1
歳出合計		852,710	100.0	833,607	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

① 社会保障施策に要する経費	19兆2,859億円
② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付	13兆 404億円

(2) (1)に対応する地方の歳入

平成26年4月1日から引き 上げられた地方消費税分	消費税の地方 交付税法定率分	計
1兆9,155億円	3兆8,160億円	5兆7,315億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は20兆3,351億円であり、前年度に比し、63億円（0.0%）減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、4,020人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費（退職手当を除く）

給与費（退職手当を除く。以下同じ。）の総額は18兆5,145億円であり、前年度に比し、513億円（0.3%）増加している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆6,659億円となり、前年度に比し、186億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は2兆3,045億円であり、前年度に比し、204億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,298億円であり、前年度に比し、100億円増加している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆3,143億円であり、前年度に比し、395億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆8,060億円であり、退職給付水準の引下げを内容とする国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、地方公務員についても同様に退職手当の引下げを見込んだこと等により前年度に比し、551億円（3.0%）減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は146億円であり、前年度に比し、25億円（14.6%）減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	平成26年度 計画人員	増 減 数	(単位 人)
			平成27年度 計画人員
1 義務教育教職員	698,061	△ 2,785	695,276
(1) 小学校教職員	413,596	△ 1,917	411,679
(2) 中学校教職員	241,502	△ 1,463	240,039
(3) 特別支援学校教職員	42,963	595	43,558
2 非義務教育教員	237,316	△ 700	236,616
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	212,826	△ 372	212,454
(2) 大学教員	1,463	8	1,471
(3) 幼稚園教員	23,027	△ 336	22,691
3 警察官	252,080	1,020	253,100
4 消防職員	158,327	—	158,327
5 一般職員	968,393	△ 1,555	966,838
(1) 高校事務職員等	33,515	160	33,675
(2) 警察事務職員	24,306	△ 58	24,248
(3) その他一般職員	907,448	△ 1,536	905,912
うち民間委託等推進分		△ 368	
(4) 補助職員等	3,124	△ 121	3,003
合計	2,314,177	△ 4,020	2,310,157

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、35兆589億円であり、前年度に比し、1兆8,395億円（5.5%）増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、18兆5,490億円であり、前年度に比し、1兆1,514億円（6.6%）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金	31,050	26,628	57,678	31,001	26,557	57,558	49	71	120	
保育緊急確保事業費補助金 子どものための教育・保育給付費負担金	—	—	—	104,337	126,376	230,713 △	104,337 △	126,376 △	230,713	
その他	592,991	592,991	1,185,982	—	—	—	592,991	592,991	1,185,982	
内閣府計	76,240	42,260	118,500	51,595	6,545	58,140	24,645	35,715	60,360	
	700,281	661,879	1,362,160	186,933	159,478	346,411	513,348	502,401	1,015,749	
(総務省所管)										
市町村合併体制整備費補助金	2,360	—	2,360	2,213	—	2,213	147	—	147	
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,898	4,898	9,796	4,897	4,897	9,794	1	1	2	
個人番号カード交付事業費補助金	48,324	—	48,324	—	—	—	48,324	—	48,324	
その他	84,619	6,646	91,265	54,163	7,040	61,203	30,456	△ 394	30,062	
総務省計	140,201	11,544	151,745	61,273	11,937	73,210	78,928	△ 393	78,535	
(法務省所管)										
人権啓発活動等委託費等	2,073	—	2,073	2,018	—	2,018	55	—	55	
(文部科学省所管)										
特別支援教育就学奨励費負担金	6,318	6,318	12,636	6,133	6,133	12,266	185	185	370	
幼稚園就園奨励費補助金	32,341	67,625	99,966	33,905	70,873	104,778 △	1,564	△ 3,248 △	4,812	
私立高等学校等経常費助成費補助金	99,322	—	99,322	101,327	—	101,327 △	2,005	— △	2,005	
高等学校等就学支援金交付金	150,519	—	150,519	155,903	—	155,903 △	5,384	— △	5,384	
その他	73,185	76,659	149,844	76,321	62,452	138,773 △	3,136	14,207	11,071	
文部科学省計	361,685	150,602	512,287	373,589	139,458	513,047 △	11,904	11,144 △	760	
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金	23,937	22,595	46,532	26,111	24,477	50,588 △	2,174 △	1,882 △	4,056	
結核医療費負担金	3,748	1,456	5,204	3,604	1,394	4,998	144	62	206	
精神保健費等負担金	7,129	3,461	10,590	7,452	3,972	11,424 △	323 △	511 △	834	
生活扶助費等負担金	1,486,559	495,458	1,982,017	1,502,386	500,761	2,003,147 △	15,827 △	5,303 △	21,130	
医療扶助費等負担金	1,345,462	448,487	1,793,949	1,340,866	446,955	1,787,821	4,596	1,532	6,128	
介護扶助費等負担金	70,165	23,388	93,553	76,905	25,635	102,540 △	6,740 △	2,247 △	8,987	
身体障害者保護費負担金	1,572	1,542	3,114	1,656	1,624	3,280 △	84 △	82 △	166	
障害者自立支援給付費等負担金	1,182,297	1,182,297	2,364,594	1,154,054	1,154,054	2,308,108	28,243	28,243	56,486	
後期高齢者医療給付費負担金	—	2,419,593	2,419,593	—	2,354,666	2,354,666	—	64,927	64,927	
介護給付費負担金	—	2,538,557	2,538,557	—	2,502,062	2,502,062	—	36,495	36,495	
在宅福祉事業費補助金	2,807	5,095	7,902	2,807	5,095	7,902	0	0	0	
児童保護費等負担金	109,178	109,178	218,356	558,186	558,186	1,116,372 △	449,008 △	449,008 △	898,016	
児童手当等交付金	1,417,664	617,783	2,035,447	1,417,776	618,833	2,036,609 △	112 △	1,050 △	1,162	
児童扶養手当給付費負担金	171,746	343,491	515,237	173,559	347,118	520,677 △	1,813 △	3,627 △	5,440	
保険基盤安定等負担金	132,110	216,210	348,320	49,079	134,373	183,452	83,031	81,837	164,868	
職業転換訓練費負担金	1,482	1,482	2,964	1,729	1,729	3,458 △	247 △	247 △	494	

区分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
臨時福祉給付金給付事業費補助金	132,000	—	132,000	—	—	—	132,000	—	132,000
その他	896,952	780,106	1,677,058	672,270	587,141	1,259,411	224,682	192,965	417,647
厚生労働省計 (農林水産省所管)	6,984,808	9,210,179	16,194,987	6,988,440	9,268,075	16,256,515	△ 3,632	△ 57,896	△ 61,528
家畜伝染病予防費負担金	2,308	1,775	4,083	2,308	1,772	4,080	0	3	3
中山間地域等直接支払交付金	28,475	30,236	58,711	28,090	—	28,090	385	30,236	30,621
多面的機能支払交付金	45,299	45,299	90,598	—	—	—	45,299	45,299	90,598
その他	53,152	12,983	66,135	66,114	9,371	75,485	△ 12,962	3,612	△ 9,350
農林水産省計 (経済産業省所管)	129,234	90,293	219,527	96,512	11,143	107,655	32,722	79,150	111,872
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	96	1	97	3,155	3,054	6,209	△ 3,059	△ 3,053	△ 6,112
その他	13,203	692	13,895	16,111	693	16,804	△ 2,908	△ 1	△ 2,909
経済産業省計 (国土交通省所管)	13,299	693	13,992	19,266	3,747	23,013	△ 5,967	△ 3,054	△ 9,021
地籍調査費負担金	10,631	10,631	21,262	10,631	10,631	21,262	0	0	0
その他	10,596	8,442	19,038	11,535	9,448	20,983	△ 939	△ 1,006	△ 1,945
国土交通省計 (環境省所管)	21,227	19,073	40,300	22,166	20,079	42,245	△ 939	△ 1,006	△ 1,945
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等 (防衛省所管)	53,479	25,355	78,834	52,310	8,650	60,960	1,169	16,705	17,874
募集事務地方公共団体委託費等	149	—	149	149	—	149	0	—	0
合計	8,406,436	10,169,618	18,576,054	7,802,656	9,622,567	17,425,223	603,780	547,051	1,150,831
補助職員等の組替えによる減	△ 27,089	—	△ 27,089	△ 27,595	—	△ 27,595	506	—	506
再計	8,379,347	10,169,618	18,548,965	7,775,061	9,622,567	17,397,628	604,286	547,051	1,151,337

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、13兆9,964億円であり、前年度に比し、428億円(0.3%) 増加している。なお、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出として730億円を減額計上している。

また、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,617億円、都道府県調整交付金6,816億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,702億円を合算した1兆5,135億円であり、前年度に比し、47億円（0.3%）減少している。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、1兆円を計上している。

3 地域経済基盤強化・雇用等対策費

地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業を含め、地域経済基盤強化・雇用等対策に必要な経費は、前年度に比し、3,500億円（29.3%）の減少を見込み、8,450億円を計上している。

4 公 債 費

地方債の元利償還金は、12兆9,512億円（元金償還金10兆9,892億円、利払費1兆9,620億円）であり、前年度に比し、1,233億円（0.9%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成27年度末の地方債現在高は144兆5,233億円と見込まれ、前年度末に比し、1兆3,046億円（0.9%）減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成27年度償還金(A)			平成26年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
109,892	19,620	129,512	110,619	20,126	130,745	△ 727	△ 506	△ 1,233

(参考表)

地 方 債 見 込 現 在 高

(単位 億円)

平成26年度 末 現 在 高 (A)	平 成 27 年 度			平成27年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)
	發 行 額 (B)	償 返 額 (C)	現 在 高 (D)		
1,458,279	97,761	110,807	1,445,233	△13,046	

(注)東日本大震災分の地方債を含む。

5 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆1,601億円であり、前年度に比し、1,244億円(12.0%)増加している。

6 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆10億円であり、前年度に比し、25億円(0.0%)減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは5兆2,758億円を計上しており、前年度に比し、479億円(0.9%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,755億円であり、前年度に比し、65億円(1.1%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆1,497億円であり、前年度に比し、439億円(0.8%)減少している。このうち、普通建設事業費は、5兆934億円で、前年度に比し、482億円(0.9%)減少しており、災害復旧事業費は、563億円で、前年度に比し、43億円(8.3%)増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直轄事業

区	分	国庫負担額	年 度		(A) 計
			平成27	年度	
1 治河砂ダ	水川防ム	565,160 339,389 72,286 153,485	120,682 70,289 24,331 26,062	18,206 — — 18,206	704,048 409,678 96,617 197,753
2 治海農運建	山岸林輸設	25,319 20,473 2,442 6,920 11,111	3,043 6,206 838 2,532 2,836	— — — — —	28,362 26,679 3,280 9,452 13,947
4 道路整港空都農業森林災害災害	備備盤連復河川港道山林施設	1,277,750 103,563 106,415 19,337 109,971 14,237 3,726 7,845 6,540 341 707 257 11,363	291,326 51,209 6,475 1,543 16,985 4,105 1,264 3,659 3,101 156 330 72 2,981	— 738 — — — — — 56 56 — — — — —	1,569,076 155,510 112,890 20,880 126,956 18,342 4,990 11,560 9,697 497 1,037 329 14,344
12 推進	費等	計(a)	2,265,159	509,478 66,016	19,000 —
既往年度における農業農村整備負担金等		—	—	—	66,016
総計 (計画計上分)		2,265,159	575,494	19,000	2,859,653

(参考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況	(b)	11,493	8,077	2,049	21,619
(a) + (b)		2,276,652	517,555	21,049	2,815,256

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費　　の　　内　　記

(単位 百万円)

平 成 26	年 度	(B)	計	増		減		額	(A) - (B)	
				国庫負担額	地方負担額	団体負担額	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
566,298	123,913	17,856	708,067	△	1,138	△	3,231	350	△	4,019
348,593	76,870	—	425,463	△	9,204	△	6,581	—	△	15,785
71,071	23,287	—	94,358		1,215		1,044	—		2,259
146,634	23,756	17,856	188,246		6,851		2,306	350		9,507
25,225	2,960	—	28,185		94		83	—		177
18,930	5,909	—	24,839		1,543		297	—		1,840
2,425	859	—	3,284		17	△	21	—	△	4
7,194	2,488	—	9,682	△	274		44	—	△	230
9,311	2,562	—	11,873		1,800		274	—		2,074
1,270,323	301,792	—	1,572,115		7,427	△	10,466	—	△	3,039
103,531	50,178	951	154,660		32		1,031	△	213	850
105,278	6,422	—	111,700		1,137		53	—		1,190
18,878	1,602	—	20,480		459	△	59	—		400
110,640	16,162	—	126,802	△	669		823	—		154
14,422	4,069	—	18,491	△	185		36	—	△	149
3,792	1,305	—	5,097	△	66	△	41	—	△	107
7,890	3,721	32	11,643	△	45	△	62	24	△	83
6,519	3,135	32	9,686		21	△	34	24		11
407	184	—	591	△	66	△	28	—	△	94
707	330	—	1,037		0		0	—		0
257	72	—	329		0		0	—		0
14,037	3,557	—	17,594	△	2,674	△	576	—	△	3,250
2,259,244	521,590	18,839	2,799,673		5,915	△	12,112	161	△	6,036
—	60,409	—	60,409		—		5,607	—		5,607
2,259,244	581,999	18,839	2,860,082		5,915	△	6,505	161	△	429
9,376	8,375	2,113	19,864		2,117	△	298	△	64	1,755
2,268,620	529,965	20,952	2,819,537		8,032	△	12,410	97	△	4,281

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	71,284	71,594	142,878	68,216	68,490	136,706	3,068	3,104	6,172
(2) 道路整備	63,825	51,569	115,394	59,507	47,477	106,984	4,318	4,092	8,410
(3) 港湾空港鉄道等	20,336	65,488	85,824	20,104	64,016	84,120	232	1,472	1,704
(4) 住宅都市環境	33,733	33,735	67,468	24,878	24,928	49,806	8,855	8,807	17,662
(5) 生活環境施設整備	47,170	85,950	133,120	45,907	78,692	124,599	1,263	7,258	8,521
(6) 農林水産基盤整備	259,635	198,015	457,650	259,363	193,753	453,116	272	4,262	4,534
(7) 社会資本総合整備	1,513,155	1,705,884	3,219,039	1,521,827	1,717,435	3,239,262	△ 8,672	△ 11,551	△ 20,223
(8) 推進費等	53,415	52,446	105,861	54,705	55,389	110,094	△ 1,290	△ 2,943	△ 4,233
(9) 災害関連	11,005	7,832	18,837	13,118	8,962	22,080	△ 2,113	△ 1,130	△ 3,243
小計	2,073,558	2,272,513	4,346,071	2,067,625	2,259,142	4,326,767	5,933	13,371	19,304
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額		46,158	△ 46,158		—	41,790	△ 41,790		—
計 (a)	2,119,716	2,226,355	4,346,071	2,109,415	2,217,352	4,326,767	10,301	9,003	19,304
2 その他公共									
(1) 文教施設	94,848	87,931	182,779	84,454	83,817	168,271	10,394	4,114	14,508
(2) 厚生労働施設	89,861	65,787	155,648	149,365	84,441	233,806	△ 59,504	△ 18,654	△ 78,158
(3) 小笠原諸島振興開発事業	909	4,833	5,742	955	679	1,634	△ 46	4,154	4,108
(4) 防衛施設運営等関連施設	46,210	15,315	61,525	42,790	14,026	56,816	3,420	1,289	4,709
(5) 都道府県警察施設	25,944	25,944	51,888	24,017	24,017	48,034	1,927	1,927	3,854
(6) 消防施設等	1,578	2,183	3,761	1,619	2,516	4,135	△ 41	△ 333	△ 374
(7) 過疎地域集落整備事業	110	150	260	201	281	482	△ 91	△ 131	△ 222
(8) 防災集団移転促進事業等	44	15	59	44	15	59	0	0	0
(9) 農村振興対策事業	20,168	6,981	27,149	18,174	5,270	23,444	1,994	1,711	3,705
(10) その他	186,433	72,115	258,548	193,476	84,676	278,152	△ 7,043	△ 12,561	△ 19,604
小計	466,105	281,254	747,359	515,095	299,738	814,833	△ 48,990	△ 18,484	△ 67,474
(11) 新産都市等に対する国庫負担かさ上げ額		181	△ 181		52	△ 52		129	△ 129
計 (b)	466,286	281,073	747,359	515,147	299,686	814,833	△ 48,861	△ 18,613	△ 67,474
合計(a)+(b) (c)	2,586,002	2,507,428	5,093,430	2,624,562	2,517,038	5,141,600	△ 38,560	△ 9,610	△ 48,170

区分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	40,686	15,017	55,703	38,217	13,273	51,490	2,469	1,744	4,213
(2) 文教施設	377	188	565	337	168	505	40	20	60
計 (d)	41,063	15,205	56,268	38,554	13,441	51,995	2,509	1,764	4,273
総計 (c) + (d)	2,627,065	2,522,633	5,149,698	2,663,116	2,530,479	5,193,595	△ 36,051	△ 7,846	△ 43,897

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆7,446億円を計上しており、前年度に比し、1,062億円（3.7%）減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆7,076億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成26年発生災害及び現年発生災害に係る平成27年度における復旧事業費として370億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は、2兆5,312億円を計上しており、前年度に比し、1,541億円（6.5%）増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆352億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創出に資する事業及びこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に係る事業を実施するため、地域活性化事業費として475億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として935億円を計上している。

力 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等最適化事業費

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約化・複合化、転用、除却を実施するため、公共施設等最適化事業費として1,000億円を計上している。

7 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆5,397億円であり、前年度に比し、215億円(0.8%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆6,247億円であり、前年度に比し、115億円(0.7%)増加している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆2,033億円であり、前年度に比し、235億円(1.9%)減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

(単位 億円)

区	分	平成27年度(A)	平成26年度(B)	増減額(A)-(B)
1 水道事業		261	259	2
2 交通事業		267	193	74
3 病院事業		4,674	4,880	△ 206
4 下水道事業		5,818	5,919	△ 101
5 その他の事業		1,013	1,017	△ 4
合	計	12,033	12,268	△ 235

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,364億円であり、前年度に比し、20億円(0.1%)増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

(単位 億円)

区	分	平成27年度(A)	平成26年度(B)	増減額(A)-(B)
1 水道事業		554	646	△ 92
2 交通事業		440	517	△ 77
3 病院事業		2,589	2,383	206
4 下水道事業		9,339	9,325	14
5 その他の事業		442	473	△ 31
合	計	13,364	13,344	20

8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、4,500億円（48.4%）の増加を見込み、1兆3,800億円を計上している。

（三）国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、29兆9,090億円であり、前年度に比し、1兆803億円（3.7%）増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係（義務教育職員給与費を含む。）で24兆7,593億円（前年度比1兆1,242億円、4.8%増）、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆934億円（前年度比482億円、0.9%減）、災害復旧事業費で563億円（前年度比43億円、8.3%増）である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	
A 普通補助負担金等 関係										
1 内閣府所管	700,281	661,879	1,362,160	186,933	159,478	346,411	513,348	502,401	1,015,749	
2 総務省所管	140,201	11,544	151,745	61,273	11,937	73,210	78,928	△ 393	78,535	
3 法務省所管	2,073	—	2,073	2,018	—	2,018	55	—	55	
4 外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 文部科学省所管	361,685	150,602	512,287	373,589	139,458	513,047	△ 11,904	11,144	△ 760	
7 厚生労働省所管	6,984,808	9,210,179	16,194,987	6,988,440	9,268,075	16,256,515	△ 3,632	△ 57,896	△ 61,528	
8 農林水産省所管	129,234	90,293	219,527	96,512	11,143	107,655	32,722	79,150	111,872	
9 経済産業省所管	13,299	693	13,992	19,266	3,747	23,013	△ 5,967	△ 3,054	△ 9,021	
10 國土交通省所管	21,227	19,073	40,300	22,166	20,079	42,245	△ 939	△ 1,006	△ 1,945	
11 環境省所管	53,479	25,355	78,834	52,310	8,650	60,960	1,169	16,705	17,874	
12 防衛省所管	149	—	149	149	—	149	0	—	0	
小計(1~12)	8,406,436	10,169,618	18,576,054	7,802,656	9,622,567	17,425,223	603,780	547,051	1,150,831	
13 義務教育職員 給与費	1,528,404	4,654,804	6,183,208	1,532,183	4,677,687	6,209,870	△ 3,779	△ 22,883	△ 26,662	
計(1~13)	9,934,840	14,824,422	24,759,262	9,334,839	14,300,254	23,635,093	600,001	524,168	1,124,169	
B 公共事業費補助 負担金関係										
1 普通建設事業費	2,586,002	2,507,428	5,093,430	2,624,562	2,517,038	5,141,600	△ 38,560	△ 9,610	△ 48,170	
2 災害復旧 計(1~2)	41,063	15,205	56,268	38,554	13,441	51,995	2,509	1,764	4,273	
総計(A+B)	2,627,065	2,522,633	5,149,698	2,663,116	2,530,479	5,193,595	△ 36,051	△ 7,846	△ 43,897	
	12,561,905	17,347,055	29,908,960	11,997,955	16,830,733	28,828,688	563,950	516,322	1,080,272	

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区分	分	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円)	
				計	計
地方財政法第10条関係経費		9,007,979	12,447,470		21,455,449
地方財政法第10条の2関係経費		736,657	591,982		1,328,639
地方財政法第10条の3関係経費		41,293	14,461		55,754
地方財政法第34条関係経費		1	—		1
総計		9,785,930	13,053,913		22,839,843

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	1,528,404	3,056,808	4,585,212
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	48,688	43,240	91,928
4	生活保護に要する経費	2,902,186	967,334	3,869,520
5	感染症の予防に要する経費	5,131	2,837	7,968
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,179	1,179	2,358
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	138,394	134,183	272,577
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	418,827	418,827	837,654
10	婦人相談所に要する経費	952	952	1,904
11	知的障害者の援護に要する経費	630,932	630,932	1,261,865
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	2,419,593	2,419,593
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	79,830	2,618,387	2,698,217
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。）並びに里親に要する経費	242,278	242,278	484,557
15	児童手当に要する経費	1,417,664	617,783	2,035,447
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	152,227	148,400	300,627
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,156	291	1,446
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	38,627	12,886	51,513
19	児童扶養手当に要する経費	171,746	343,491	515,237
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,157	2,157	4,313
21	家畜伝染病予防に要する経費	2,308	1,775	4,083
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	202	202	404

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事　項　名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病害虫等の防除に要する経費	670	652	1,322
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	10,631	10,631	21,261
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	6,318	6,318	12,636
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	751	751	1,502
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	—	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	91	—	91
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	372,261	—	372,261
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	—	—	—
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	108,521	54,261	162,782
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	111,074	111,074	222,148
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）	592,991	592,991	1,185,982
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	21,772	7,257	29,029
	計	9,007,979	12,447,470	21,455,449
10の2	普通建設事業に要する経費	736,657	591,982	1,328,639
1～6	計	736,657	591,982	1,328,639
10の3	災害救助事業に要する経費	200	200	400
1	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
2	計	40,953	14,121	55,074
3～9	災害復旧事業に要する経費	41,293	14,461	55,754
34	引揚者への援護に要する経費	1	—	1
	計	1	—	1

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2兆60億円であり、前年度に比し、443億円（2.3%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
				増 減 率 (%)	
I 震災復興特別交付税	5,898	5,723	175	3.1	
II 国庫支出金	13,717	13,353	364	2.7	
III 地方債	355	455	△ 100	△ 22.0	
IV 雑収入	90	86	4	4.7	
歳入合計	20,060	19,617	443	2.3	

第2表 歳入の構成比

区 分	平成27年度		平成26年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 震災復興特別交付税	5,898	29.4	5,723	29.2
2 国庫支出金	13,717	68.4	13,353	68.1
3 地方債	355	1.8	455	2.3
4 雑収入	90	0.4	86	0.4
歳入合計	20,060	100.0	19,617	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、5,898億円であり、前年度に比し、175億円（3.1%）増加している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区分	平成27年度 (A)	平成26年度				増減額	
		当初 (B)	補正	最終	(C)	対前年度 当初 (A) - (B)	対前年度 最終 (A) - (C)
当該年度震災復興特別交付税の加算	589,818	572,332	2,639	574,971	17,486	14,847	
合計	589,818	572,332	2,639	574,971	17,486	14,847	

2 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1兆3,717億円であり、前年度に比し、364億円(2.7%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A) - (B)
1 災害救助費等負担金	38,212	43,990	△ 5,778
2 災害等廃棄物処理事業費補助金	1,056	21,223	△ 20,167
3 河川等災害復旧事業費補助	197,469	195,321	2,148
4 社会資本整備総合交付金	117,132	76,306	40,826
5 循環型社会形成推進交付金	12,631	10,231	2,400
6 東日本大震災復興交付金	256,686	324,908	△ 68,222
7 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	176,009	139,386	36,623
8 中小企業協同組合等共同施設等災害復旧費補助金	40,000	22,066	17,934
9 福島再生加速化交付金	105,570	108,761	△ 3,191
10 その他	426,901	393,152	33,749
合計	1,371,666	1,335,344	36,322

3 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、355億円であり、前年度に比し、100億円（22.0%）減少している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

区 分		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)
一 般 会 計 債		355	455	△ 100
1 公 営 住 宅 建 設 事 業		345	440	△ 95
2 一 般 单 独 事 業		10	15	△ 5
一 般		10	15	△ 5
合 計		355	455	△ 100

(2) 地方債計画

平成27年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

**参考表 平成27年度地方債計画
(東日本大震災分)**

復旧・復興事業

区 分		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)
一 一 般 会 計 債				
1 公 営 住 宅 建 設 事 業		345	440	△ 95
2 災 害 復 旧 事 業		33	42	△ 9
3 一 般 单 独 事 業		10	15	△ 5
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業		2	2	0
2 病院事業・介護サービス事業		1	5	△ 4
3 市 場 事 業 ・ と畜場事 業		2	4	△ 2
4 下 水 道 事 業		17	20	△ 3
三 被 災 施 設 借 換 債		15	15	0
四 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(20)	(30)	(△ 10)
総 計		(20)	(30)	(△ 10)
内訳	普 通 会 計 分	355	455	△ 100
	公 営 企 業 会 計 等 分	70	88	△ 18

資 金 区 分

公 的 資 金				
財 政 融 資 資 金	290	369	△	79
地方公共団体金融機関資金	135	174	△	39
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(20)	(30)	(△	10)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 2 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

4 雜 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を90億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2兆60億円であり、前年度に比し、443億円（2.3%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区分	分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
					増減率 (%)	
I 給与関係経費		110	117	△ 7	△	6.0
II 一般行政経費		5,723	5,350	373		7.0
1 国庫補助負担金等を伴うもの		4,481	3,779	702		18.6
2 国庫補助負担金を伴わないもの		1,242	1,571	△ 329	△	20.9
III 公債費		90	85	5		5.9
IV 投資的経費		13,874	13,905	△ 31	△	0.2
1 直轄事業負担金		628	536	92		17.2
2 公共事業費		12,850	12,989	△ 139	△	1.1
3 一般事業費		396	380	16		4.2
V 公営企業繰出金		263	160	103		64.4
歳出合計		20,060	19,617	443		2.3

第7表 岁出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 7	△ 7	III 公債費	5	5
1 職員数による増減	△ 7	△ 7	VI 投資的経費	△ 31	425
2 その他	0	0	1 直轄事業負担金	92	92
II 一般行政経費	373	△ 447	2 公共事業費	△ 139	317
1 国庫補助負担金等を伴うもの	702	△ 118	3 一般事業費	16	16
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 329	△ 329	V 公営企業繰出金	103	103
歳出増減額の合計				443	79

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成27年度		平成26年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 納入金	110	0.5	117	0.6
2 一般行政経費	5,723	28.5	5,350	27.3
3 公債費	90	0.5	85	0.4
4 投資的経費	13,874	69.2	13,905	70.9
5 公営企業繰出金	263	1.3	160	0.8
歳出合計	20,060	100.0	19,617	100.0

(二) 歳出の概要

1 納入金

納入金の総額は、110億円であり、前年度に比し、7億円（6.0%）減少している。

納入金の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度と同数の1,000人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、80億円を計上している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し90人減員の360人を見込むことにより、30億円となり、前年度に比し、7億円減少している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、5,723億円であり、前年度に比し、373億円（7.0%）増加している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、4,481億円であり、前年度に比し、702億円（18.6%）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
災害等廃棄物処理事業費補助金	1,056	117	1,173	21,223	2,358	23,581	△ 20,167	△ 2,241	△ 22,408	
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	176,009	—	176,009	139,386	—	139,386	36,623	—	36,623	
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	40,000	19,820	59,820	22,066	10,982	33,048	17,934	8,838	26,772	
災害救助費等負担金	38,212	10,322	48,534	43,990	14,779	58,769	△ 5,778	△ 4,457	△ 10,235	
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	8,419	1,604	10,023	14,801	9,534	24,335	△ 6,382	△ 7,930	△ 14,312	
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	22,900	—	22,900	—	—	—	22,900	—	22,900	
その他の	116,012	13,620	129,632	79,154	19,584	98,738	36,858	△ 5,964	30,894	
合計	402,608	45,483	448,091	320,620	57,237	377,857	81,988	△ 11,754	70,234	

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、1,242億円であり、前年度に比し、329億円(20.9%)減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分540億円、条例減免分112億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分78億円を合算した730億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等512億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、90億円（元金償還金44億円、利払費46億円）であり、前年度に比し、5億円(5.9%)増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

平成27年度償還金(A)			平成26年度償還金(B)			増減額(A)-(B)			(単位 億円)
元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計	
44	46	90	45	40	85	△	1	6	5

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1兆3,874億円であり、前年度に比し、31億円（0.2%）減少している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は628億円であり、前年度に比し、92億円（17.2%）増加している。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1兆2,850億円であり、前年度に比し、139億円（1.1%）減少している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、396億円を計上しており、前年度に比し、16億円（4.2%）増加している。

第11表 直 轄 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
河 川 改 修 費	4,589	2,295	6,884	4,147	2,073	6,220	442	222	664
地 域 連 携 道 路 事 業 費	145,957	42,407	188,364	124,400	35,600	160,000	21,557	6,807	28,364
港 湾 改 修 費	15,031	10,638	25,669	15,805	10,961	26,766	△ 774	△ 323	△ 1,097
河 川 等 災 害 復 旧 費	33,206	1,028	34,234	20,092	621	20,713	13,114	407	13,521
そ の 他	76,019	6,479	82,498	68,614	4,310	72,924	7,405	2,169	9,574
合 計	274,802	62,847	337,649	233,058	53,565	286,623	41,744	9,282	51,026

第12表 公 共 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	補助負 担額等	負担額		補助負 担額等	負担額		補助負 担額等	負担額	
循環型社会形成推進交付金	12,631	21,499	34,130	10,231	15,048	25,279	2,400	6,451	8,851
社会資本整備総合交付金	117,132	98,162	215,294	76,306	66,231	142,537	40,826	31,931	72,757
東日本大震災復興交付金	256,686	50,037	306,723	324,908	74,357	399,265	△ 68,222	△ 24,320	△ 92,542
河川等災害復旧事業費補助	197,469	14,100	211,569	195,321	12,122	207,443	2,148	1,978	4,126
福島再生加速化交付金	105,570	32,524	138,094	108,761	26,837	135,598	△ 3,191	5,687	2,496
そ の 他	277,418	101,735	379,153	297,051	91,735	388,786	△ 19,633	10,000	△ 9,633
合 計	966,906	318,057	1,284,963	1,012,578	286,330	1,298,908	△ 45,672	31,727	△ 13,945

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、263億円であり、前年度に比し、103億円（64.4%）増加している。
事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

区分	分	平成27年度(A)	平成26年度(B)	(単位 億円)	
				増減額(A)-(B)	
1 水道事業		21	14	7	
2 下水道事業		240	141	99	
3 市場事業		1	4	△ 3	
4 ガス事業		1	1	0	
合計		263	160	103	

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、1兆7,401億円であり、前年度に比し、556億円（3.3%）増加している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区分	平成27年度(A)	平成26年度(B)	(単位 百万円)	
			増減額(A)-(B)	
	国庫補助負担額等	地方負担額	国庫補助負担額等	地方負担額
災害救助費等負担金	38,212	10,322	48,534	43,990
災害等廃棄物処理事業費補助金	1,056	117	1,173	21,223
河川等災害復旧事業費補助	197,469	14,100	211,569	195,321
社会資本整備総合交付金	117,132	98,162	215,294	76,306
循環型社会形成推進交付金	12,631	21,499	34,130	10,231
東日本大震災復興交付金	256,686	50,037	306,723	324,908
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	176,009	—	176,009	139,386
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	40,000	19,820	59,820	22,066
福島再生加速化交付金	105,570	32,524	138,094	108,761
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	22,900	—	22,900	—
その他	404,001	121,819	525,820	393,152
合計	1,371,666	368,400	1,740,066	1,335,344
			349,161	1,684,505
			36,322	19,239
				55,561

第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総 括 表

区 分	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円) 計
地方財政法 第10条関係経費	2,384	4,502	6,886
地方財政法第10条の2関係経費	74,380	57,179	131,559
地方財政法第10条の3関係経費	433,668	37,755	471,423
地方財政法第34条関係経費	—	—	—
総 計	510,432	99,436	609,868

2 内 訳 表

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円) 計
10 1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	2,152	4,304	6,456
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	—	—	—
4	生活保護に要する経費	—	—	—
5	感染症の予防に要する経費	—	—	—
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	—	—	—
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	—	—	—
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	—	—	—
9	身体障害者の更生援護に要する経費	—	—	—
10	婦人相談所に要する経費	—	—	—
11	知的障害者の援護に要する経費	—	—	—
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。)並びに里親に要する経費	—	—	—
15	児童手当に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	—	—	—
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	—	—	—
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	—	—	—
19	児童扶養手当に要する経費	—	—	—
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	—	—	—
21	家畜伝染病予防に要する経費	—	—	—
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保護培養に要する経費	—	—	—
23	森林病害虫等の防除に要する経費	—	—	—
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	198	198	396
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	—	—	—
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	—	—	—
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	35	—	35
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	—	—	—
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	—	—	—
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	—	—	—
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	—	—	—
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）	—	—	—
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	—	—	—
	計	2,384	4,502	6,886
10の2 1~6	普通建設事業に要する経費	74,380	57,179	131,559
	計	74,380	57,179	131,559
10の3 1	災害救助事業に要する経費	38,212	10,323	48,535
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	400	400	800
3~9	災害復旧事業に要する経費	395,056	27,032	422,088
	計	433,668	37,755	471,423
34	引揚者への援護に要する経費	—	—	—
	計	—	—	—

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、4,905億円であり、前年度に比し、2,384億円（94.6%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区分	分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
					増 減 (%)	
I 地 方 税		708	679	29		4.3
II 一 般 財 源 充 当 分		275	113	162		143.4
III 国 庫 支 出 金		1,524	736	788		107.1
IV 地 方 債 債		2,397	983	1,414		143.8
V 雜 収 入		1	10	△ 9	△	90.0
歳 入 合 計		4,905	2,521	2,384		94.6

第17表 歳入の構成比

区分	分	平成27年度		平成26年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 地 方 税		708	14.4	679	26.9
2 一 般 財 源 充 当 分		275	5.6	113	4.5
3 国 庫 支 出 金		1,524	31.1	736	29.2
4 地 方 債 債		2,397	48.9	983	39.0
5 雜 収 入		1	0.0	10	0.4
歳 入 合 計		4,905	100.0	2,521	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額は、708億円であり、前年度に比し、29億円（4.3%）増加している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、275億円であり、前年度に比し、162億円（143.4%）増加している。

なお、平成27年度までの一般財源充当分の累計額は614億円である。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1,524億円であり、前年度に比し、788億円（107.1%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 国庫支出金の内訳

区分	分	(単位 百万円)		
		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)
1	防災対策推進公立学校施設整備費負担金	2,126	3,184	△ 1,058
2	防災対策推進学校施設環境改善交付金	139,768	60,373	79,395
3	防災対策推進社会資本整備総合交付金	9,521	7,776	1,745
4	その他の	1,006	2,269	△ 1,263
	合計	152,421	73,602	78,819

4 地方債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、2,397億円であり、前年度に比し、1,414億円（143.8%）増加している。

地方債の事業別内訳は、第19表のとおりである。

第19表 地方債の事業別内訳

区分	分	(単位 億円)		
		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)
一般会計債	計	2,397	983	1,414
1 全国防災事業	計	2,397	983	1,414
	合計	2,397	983	1,414

(2) 地方債計画

平成27年度地方債計画は、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 平成27年度地方債計画
(東日本大震災分)

全国防災事業

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	(単位 億円)	
			増 (A) - (B)	減 (B) - (A)
一 一 般 会 計 債				
1 全 国 防 災 事 業	2,397	983	1,414	
総 計	2,397	983	1,414	
普 通 会 計 分	2,397	983	1,414	
資 金 区 分				
公 的 資 金				
財 政 融 資 資 金	2,019	828	1,191	
地方公共団体金融機関資金	378	155	223	

その他同意等の見込まれる項目

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

5 雜 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、4,905億円であり、前年度に比し、2,384億円（94.6%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第20表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第21表のとおりであり、歳出の構成比は第22表のとおりである。

第20表 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区分	分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
					増減率 (%)	
I	公債費	983	802	181		22.6
II	投資的経費	3,922	1,719	2,203		128.2
1	直轄事業負担金	82	94	△ 12	△	12.8
2	公共事業費	3,840	1,625	2,215		136.3
	歳出合計	4,905	2,521	2,384		94.6

第21表 岁出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額		(単位 億円)
	総額	地方費		総額	地方費	
I 公債費	181	181	II 投資的経費	2,203	1,414	
			1 直轄事業負担金	△ 12	△ 12	
			2 公共事業費	2,215	1,426	
			歳出増減額の合計	2,384	1,595	

第22表 岁出の構成比

区分	分	平成27年度		平成26年度		(単位 億円)
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)	
1	公債費	983	20.0	802	31.8	
2	投資的経費	3,922	80.0	1,719	68.2	
	歳出合計	4,905	100.0	2,521	100.0	

(二) 縢出の概要

1 公 債 費

地方債の元利償還金は、983億円であり、前年度に比し、181億円（22.6%）増加している。
地方債の利子及び元金償還金は、第23表のとおりである。

第23表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成27年度償還金(A)			平成26年度償還金(B)			増減額(A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
871	112	983	362	440	802	509	△ 328	181

2 投資的経費

投資的経費の総額は、3,922億円であり、前年度に比し、2,203億円（128.2%）増加している。
投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は82億円であり、前年度に比し、12億円（12.8%）減少している。

国の直轄事業費の内訳は第24表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、3,840億円であり、前年度に比し、2,215億円（136.3%）増加している。

公共事業費の内訳は、第25表のとおりである。

第24表 直轄事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計
			負担額			負担額			負担額
防災対策推進河川改修費	13,639	4,877	18,516	12,218	5,291	17,509	1,421	△ 414	1,007
防災対策推進海岸保全施設整備事業費	5,718	1,152	6,870	7,057	1,423	8,480	△ 1,339	△ 271	△ 1,610
そ の 他	3,992	2,118	6,110	5,337	2,647	7,984	△ 1,345	△ 529	△ 1,874
合 計	23,349	8,147	31,496	24,612	9,361	33,973	△ 1,263	△ 1,214	△ 2,477

第25表 公共事業費の内訳

区分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
防災対策推進公立学校施設整備費負担金	2,126	1,914	4,040	3,184	3,025	6,209	△ 1,058	△ 1,111	△ 2,169
防災対策推進学校施設環境改善交付金	139,768	220,036	359,804	60,373	77,858	138,231	79,395	142,178	221,573
防災対策推進社会資本整備総合交付金	9,521	8,919	18,440	7,776	6,949	14,725	1,745	1,970	3,715
その他の	1,006	675	1,681	2,269	1,122	3,391	△ 1,263	△ 447	△ 1,710
合計	152,421	231,544	383,965	73,602	88,954	162,556	78,819	142,590	221,409

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、3,840億円であり、前年度に比し、2,215億円（136.3%）増加している。その内訳は、第26表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第27表のとおりである。

第26表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区分	平成27年度(A)			平成26年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
防災対策推進公立学校施設整備費負担金	2,126	1,914	4,040	3,184	3,025	6,209	△ 1,058	△ 1,111	△ 2,169
防災対策推進学校施設環境改善交付金	139,768	220,036	359,804	60,373	77,858	138,231	79,395	142,178	221,573
防災対策推進社会資本整備総合交付金	9,521	8,919	18,440	7,776	6,949	14,725	1,745	1,970	3,715
その他の	1,006	675	1,681	2,269	1,122	3,391	△ 1,263	△ 447	△ 1,710
合計	152,421	231,544	383,965	73,602	88,954	162,556	78,819	142,590	221,409

第27表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総 括 表

区 分	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円) 計
地方財政法 第10条関係経費	2,126	1,914	4,040
地方財政法第10条の2関係経費	2,961	2,300	5,261
地方財政法第10条の3関係経費	—	—	—
地方財政法第34条関係経費	—	—	—
総 計	5,087	4,214	9,301

2 内 訳 表

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円) 計
10 1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	—	—	—
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	2,126	1,914	4,040
4	生活保護に要する経費	—	—	—
5	感染症の予防に要する経費	—	—	—
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	—	—	—
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	—	—	—
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	—	—	—
9	身体障害者の更生援護に要する経費	—	—	—
10	婦人相談所に要する経費	—	—	—
11	知的障害者の援護に要する経費	—	—	—
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。）並びに里親に要する経費	—	—	—
15	児童手当に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	—	—	—
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	—	—	—
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	—	—	—
19	児童扶養手当に要する経費	—	—	—
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	—	—	—
21	家畜伝染病予防に要する経費	—	—	—
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	—	—	—
23	森林病害虫等の防除に要する経費	—	—	—
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	—	—	—
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	—	—	—
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	—	—	—
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	—	—	—
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	—	—	—
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	—	—	—
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	—	—	—
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	—	—	—
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	—	—	—
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るもの）	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法 条　号		事　項　名	国庫負担額	地方負担額	計
34		生活困窮者自立相談支援事業に要する 経費及び生活困窮者住居確保給付金の 支給に要する経費	—	—	—
		計	2,126	1,914	4,040
10の2	1～6	普通建設事業に要する経費	2,961	2,300	5,261
		計	2,961	2,300	5,261
10の3	1	災害救助事業に要する経費	—	—	—
	2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要す る経費	—	—	—
	3～9	災害復旧事業に要する経費	—	—	—
		計	—	—	—
34		引揚者への援護に要する経費	—	—	—
		計	—	—	—

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

